

青少年体験活動アワード

# 安全管理ガイド

(アドバイザー用)



2025年4月1日版

一般社団法人東京学芸大 Explayground 推進機構

青少年体験活動アワード

「安全あっての体験活動」が原則です。  
子供たちが充実した活動を円滑に行うためには、しっかりとした安全・安心への十分な配慮があつて進められることが大前提となります。たとえどんな素晴らしい体験活動に取り組んでも、ケガや事故があっては、子供たちにとっても、それを支える周囲の大人たちにとっても、結果的には実りある体験活動とはなりません。

したがいまして、アドバイザーの皆さんには、安全・安心を作り確保していく考え方となる「安全管理（リスクマネジメント）」についても格段ご留意いただくことが重要となります。

そのような安全管理についての基本的な考え方について、ここに簡潔にまとめました。アドバイザーによる子供たちへのサポートにおいて、彼ら彼女たちが安全・安心の中でより豊かな体験をしていくためにも、当該内容をよくお読みいただき、ご指導に活用いただければ幸いです。

※このアドバイザー向け安全管理の内容については、NPO 法人自然体験活動推進協議会（CONE）作成の「自然体験活動指導者 安全管理ハンドブック」を参考・引用させていただいている。

（<https://cone.jp> 令和7年4月現在）

## 1. 安全管理のための基本的な考え方

### （1）「自分の身の安全は自分で守る」が基本！：子供自身に伝えその意識をもつ（共有する）

「自己責任の意識」を持つことは、誰にとって非常に大切なことです。活動者のレベルや発育発達の段階をふまえ、そのような意識を共有して持つように心がけます。

### （2）危険予見と対策の準備

活動時において想定できる危険は前もって認識するように努めます。また、万が一の事態に備えて対応・対策を考えておきましょう。

### （3）ルール・マナーをよく理解して守る

一般的な社会の法律や条例、集団の規範および約束事、用具の使い方などについて、他者との関わりも含めて、個人のみならず周囲と安全でより良く活動するためのルールやマナーについて確認します。そして、活動者とそのことを共有して必ず守るようにします。

### （4）最後は、安全が最優先！

万全の対策をしたつもりでも、活動中は予想外の事態に出くわすものです。その時には、活動の中止や変更の判断に迷うことがあるかもしれません。しかし、最終的に優先されるべきは「安全」です。迷った時は「勇気ある撤退」も含めて、安全を最優先する判断をしましょう。

## 2. 危険の種類

危険の種類には、おもに次の二種類があるといわれています。

● **顕在危険**…以下のような、目に見えて把握しやすい明らかな危険  
【例】燃えさかる火、流れの速い川、落ちているガラス片、など

● **潜在危険**…つい見落としがちだが、隠れて存在している危険  
【例】整理不十分なカマド周辺、点検不足の道具、まとまりのない雰囲気、など

二種類の危険についてそれぞれ例を挙げましたが、知識や経験が豊富な人とそうでない人では、捉え方に大きな差があるため、両者を明確に区別することは難しいです。極端な例としては、指導者にとって一目で把握できる顕在危険であっても、活動者にとっては、潜在危険としてすら理解できない場合もあるでしょう。

また、同じ危険であっても、その時の状況や意識、感情などによっては、見落とす場合があります。  
【例：突発的な出来事が起こって気が動転している時、時間がなくて焦っている時、イライラしてい

る時、疲れている時、など】

### 3. 安全教育／安全学習

安全教育／学習とは、対象者の心身の発達や知識・経験の度合いなどを考慮して、種々の活動への参加を通して、そこに存在するさまざま障害や危険要因を見つける体験をすることで、潜在危険を予測し安全に対処できる能力を養うための学び及びその指導のことをいいます。

以下において、安全教育・学習に関わるいくつかのトレーニング案を提示しています。いずれにしても、そういうトレーニングの積み重ねが危険に対処する知識と技術の獲得につながり、経験を重ねていくことが身の処し方や安全確保に対する態度の育成につながっていきます。

アドバイザーは、そのような安全についての学習体験（トレーニング）を活用して、一つは指導者としての自身の資質の向上、もう一つは活動者となる子供たちの安全についての能力向上にむけた指導として活用してみましょう。

#### 【危険予知トレーニング（KYT）】

全国子ども会連合会では、中央労働災害防止協会が開発した「危険予知トレーニング（KYT）」を参考に、「子ども会 KYT」を考案しています。具体的には、活動場面をイラストにして子ども達に見せ、その中に含まれる危険箇所の発見と重みづけをし、対策及び行動目標を立てる体験学習式のトレーニングとなります。子供に限らず、指導者（アドバイザー）自身がやってみるのも安全学習として有効です。

〔※当該団体の下記リンクから「危険予知トレーニングシート」（PDF）

<https://www.kodomo-kai.or.jp/bupann02/> （物販）（令和7年4月現在）〕

#### 【実際の活動を利用した臨場教育】

いわゆる、「やって見せ、言って聞かせ、させてみる」という学習方法です。例えば、安全に関する道具の使い方や活動技術などの修得には、この方法が有効です。

#### 【事故対処トレーニング】

事故が起こってしまった場合の対応についてのトレーニングで、災害や損害を最小限!こくい止める能力を養います。これは、活動者というよりは、むしろ指導者やスタッフ側に必要なトレーニングとなります。消防訓練や避難訓練のように、いざという場面での対応についてシミュレーションしておくことが大切です。

### 4. 「安全確保」についてのアプローチ

安全確保の方法としては、次の二つのアプローチが考えられます。

- 「関わらない安全」 …危険を回避して安全を確保する考え方
- 「関わる安全」 …対処可能な範囲で危険と関わり、繰り返しの中で対処法や知識・技術・経験を身につけていく考え方

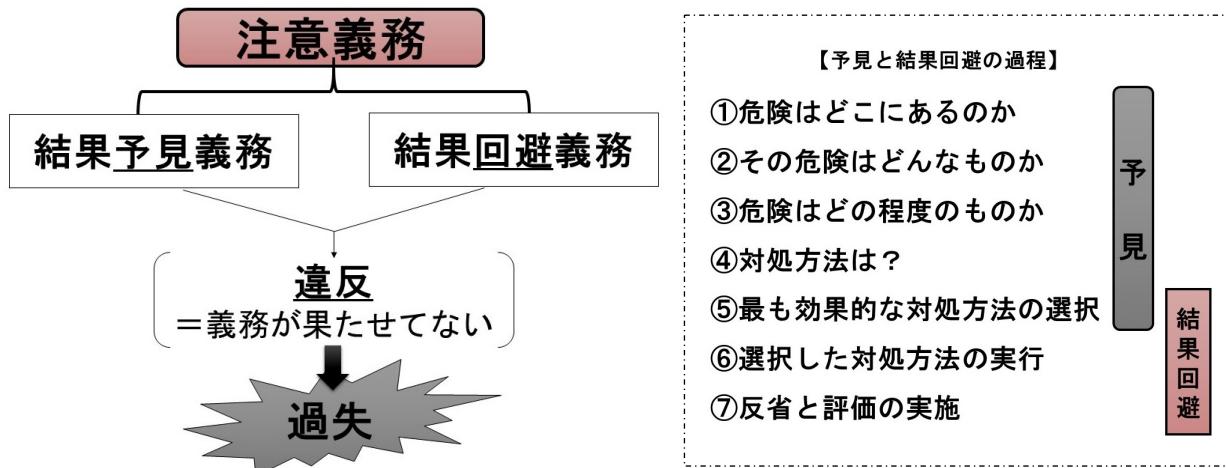
「関わる安全」アプローチは、前項でとりあげた「安全教育／学習」となり、教育的効果を期待することになります。しかし、実際の活動場面では、「関わらない安全」と「関わる安全」のどちらが良いかについて優劣はつけられません。

いずれを選ぶにせよ、結果として安全が確保できることを大前提として、時と場合によって柔軟な選択をすることが重要です。参加者にとっては、不確実性を感じる状況であっても、指導者の目から見れば、100%に近い成功率を確保できることが大切です。

## 5. 指導者の注意義務

例えば、指導者がいる（自然）体験活動などで事故が発生した場合は、おもに民法 709 条により「指導者の過失を原因とする不法行為」として、責任が問われる場合があります。

例えば、自然体験活動についての過去の裁判では、指導者の“注意義務”として「結果予見義務」と「結果回避義務」がおもに問題にされています。すなわち、危険を予見する義務をどれだけ果たしていたか（結果予見義務）、危険を回避する義務をどれだけ果たしていたか（結果回避義務）の 2 点です。これらが不十分だと「過失」と判断されて責任が問われることになります（下図参照）。



具体的な争点としては、実地踏査の有無、気象状況の把握、安全な場所の選定、監視と援助の体制、天候の変化に伴う中止または変更などがポイントとなっています。

これまでの判例などの情報を収集して学習するとともに、リスクマネジメントや救急法の講習会などに積極的に参加して、指導者の安全管理能力の向上に努めることも大切です。

【\*民法 709 条：故意又は過失によって他人の権利又は法律上保護される利益を侵害した者は、これによって生じた損害を賠償する責任を負う】

以上は、指導者（アドバイザー）における安全管理についての、ごく基本的な考え方となります。それゆえ、当然、ここに紹介した内容で充分というわけではありません。

青少年体験活動奨励制度の小・中学生版（ジュニア版）のアドバイザーの場合、本来の子供たちへの助言というサポートに加えて、アドバイザー自身が活動をともにし、活動確認者となる場合も多々あるでしょう。特に、自然体験活動などにおいて、その活動自体を計画して提供したり、宿泊をともなうキャンプなどを企画したりすることもあるかもしれません。その際には、さらなる安全管理についての観点や知識、準備などが必要となってきます。

下記リンクは、指導者としてのアドバイザーがそのような状況になった時の安全管理のポイントについて説明しています。当該内容は、特に自然体験活動についてとなります。その考え方方は他の体験活動（ボランティア体験、学習／運動体験）にも応用できるものです。必要に応じて、適宜参照下されば幸いです。

NPO 法人自然体験活動推進協議会（CONE）：「自然体験活動指導者 安全管理ハンドブック」

<https://cone.jp/about/books/>

（物販／令和7年4月現在）